組　合　の　退　職　管　理　制　度

元職員による職員への要求や依頼を制限

元職員（退職者）

営利企業等に再就職

・営利企業
・非営利法人その他団体
（国、地方公共団体を除く）

再就職先との契約等に関する要求や依頼の規制
・再就職先との契約を有利にするような要求等
・公になっていない情報を提供するような要求等
・再就職先への許認可を求めるような要求等

現職員

要求や依頼を受けたときは公平委員会へ報告

在職中に自らが決定した契約（最終決裁権者）については期間無制限に規制 → 在職している職員
離職前5年間の職務に属する契約については離職後2年間が規制 → 当時在職していた職員
課長級以上だった期間の職務に属する契約については離職後2年間が規制 → 当時在職していた職員

事務局長、局次長、課長
消防長、次長、署長

罰　則
規制に違反して働きかけを行った場合、10万円以下の過料
※職務上不正な行為に係る働きかけを行った場合には、
1年以下の懲役または50万円以下の罰金

再就職した元職員による届出の義務付け

管理監督職にあった職員
（課長級以上）

・営利企業に再就職した場合
・報酬を得て法人その他団体に再就職した場合

離職後2年間は所定の様式により届出
・再就職または再々就職した場合
・再就職先を退職した場合
・届出内容に変更がある場合

任命権者

組　合　管　理　者
又　は　消　防　長

再就職状況の公表

【例外　届出不要】
雇用形態が日々雇用である
報酬年額が103万円未満